





しない中立と称する人が一名あるように言われております。このような状態で数的には政府の希望し、又委員会の意図として表現されました公益性を主として重点的に開発を行うという考え方のグループは数的に多少負けておられるのであります。そこで政府の方針であり、又委員会の方針であります。この国策的な方向に経営を進めようとして、重要な根本的問題であるというふうな考えられるわけであり、この点政府としても機会あるたびにそのようにいたしたい旨を答弁して、その定員には三名の空席があるのであります。この空席を埋める機会が絶好の機会と推量されるのであります。今度政府の推薦をされる役員を就任せしめるお考えはこの機会にないのであります。どうか、この問題に対する政府のお考え方を、具体的な行政指導の方針をこの際伺いたいと存じます。

○政府委員(川上高治君) 現在帝石の取締役に三名欠員になっております。これは事実でございます。それからなお監査役につきましては一名欠員になっております。で、私どものほうとしては、この際誰か入ったほうがいいか、或いは又役所のほうから入れたほうがいいかという点につきまして、いろいろ従来研究もいたしております。ありまして、先般漸く内紛が収まりまして、そうして現在いろいろな事務分担等につきましても重役を内部で検討をいたしております。まあそういうよ

うな状態にありますが、いまだ少しこの際入れるかどうかという点につきましては相当研究の余地があるのじやないかというふうな考えられます。その時期につきましては、相当これは従来非常に揉めたところでありまして、慎重にその点は検討をいたしたい、こういうふうな考えをしております。従いましてこの際少し役所のほうから或る程度推薦して出さるか、それとも或る時期をおいてやるかという問題につきまして研究を現在いろいろやっております。そういろいろやわけて或いは今度の総会においては増員の問題につきましては間に合わないかも知れないかと思っております。けれども、私どものほうとしましては現在の陣容でなかなかまだうまうま行っていない、勿論紛争はなくなりましても、経営のやり方がなか／＼うまく行かないというふうな状態でありまして、これが補強について早急に考えて行きたいというふうに考えております。定時総会はこの五月の末とたしか十月の末かと思っておりますが、その間に或いは来月でも再来月でも十分検討しまして臨時総会を開いて補充をするという方法もありません。

○三輪貞治君 この人事の問題は非常に微妙な問題であります。簡単に規定はできないのであります。さつき私が申しましたように、田代社長派対まゝ反田代派と申しますか、こういう

言葉は適当でないと思えますが、田代派でない重役の数、これが五対六の状態に置かれておるといふことはお認めになりますか。

○政府委員(川上高治君) これは非常にむずかしい問題でありまして、実はいろいろの見方があります。これは田代派である、あれは菊池派である、あれは中間派であるというふうなわけでも、五対六とか、その点につきましていろいろ見方はあります。私に今あの人は中間派である、あの人は田代派である、これは何とも言えないんじゃないかというふうな考えを、或いは私自身の見方というものが、これは第三者から見ますというものが、これは間違つていて、逆に六対五であるとおっしゃるかたもあるかも知れませんし、或いは又第三者はこれは間違つていてむしろ四対七ですか、そういうことであるというふうなことを言う人もおられます。いろいろこれはありますので、この際おつしやいましたように六対五であるというのを私は断言することもできないと思っております。

○三輪貞治君 それはそうであります。が、少くとも金の金を安心して注ぎ込めるような公益性を主としてこれ一本で経営を進めて行くんだというふうな状態に少くとも今日の状態はないのではないか、こういうふうなことはお認めになりますか。

○政府委員(川上高治君) 先般以来この帝石の重役の問題につきましていろいろ内紛がありましたことも事実であります。そのために非常に困難に對しまして御迷惑をかけたのですが、先ほど申し上げましたように、漸くそ

の問題が解決いたしました。そして田代社長を中心にして常勤重役というのを置きまして、そのかた／＼が寄つて協力して田代さんを援けてこの法律の趣旨に基づいて事業を運営しようということになつておりますので、私はここ暫らくにつきましては、そういう空気がなつておりますから、そういう空気が下に運営されるであろうということをご期待したいと考えておるわけでございます。

○三輪貞治君 そういうことであるならば、その考え方をもう一歩進められ政府の持株権を行使すると申しますか、政府推薦の、政府の意図する方向に健全に運営されるような人事を積極的に進められるように今度の定時総会に間に合うように政府が重役の推薦をされることの方が適切ではありませんか。

○政府委員(川上高治君) 今折角そういうふうな機運になつておりますし、又この際政府のほうからどういふ人の中に入れたほうがいいのかということとは、先ほど申しましたように、非常にこの内紛のありましたとてでありますので、極めて微妙な関係がおりますから、暫らくこれにつきましては検討をしましてやつたほうがいいんじゃないかというふうな見方もあるわけでございます。その点につきましては、今いろいろ相談をしておりますので、或いはこの総会に間に合うようなことになるかも知れませんが、或いは間に合わないというふうなことになるかも知れませんが、いずれにしても私どものほうとしましては、この問題につきましても十分考えておるわけ、何とかして相協力して積極的にこの法

律に基くような運営ができるように持つて行きたいというふうな考えをしておりますので、さよう御了承願いたいと思つたのであります。

○三輪貞治君 この問題は重ねてお聞きたいと思いますが、とにかく圧倒的に公益性を主とする意図において重役会が編成されている状態ではない。五対六、四対七、逆に六対五、いろいろ状態にないというところは、一応考えられますので、是非一つ今度の定時総会に間に合うように政府の意図並びに委員会の意図が経営の上に立派に実現できまするような処置をおとりになるように希望いたしておきます。

それから先ほどの御答弁の中にも出て参りましたが、南監査役の任期満了による改選問題であります。これは南監査役は御承知のように、これは取締役の菊池氏と共同いたされまして株の買占めなり同社の反動的な運営の方向へ持つて行こうとされた張本人の片割れであるように思つております。言葉を換えれば同社内紛の原因を作つた人でもあると思つております。特にこの南、菊池氏は前回の酒井社長時代の帝石紛争事件の解決の条件といたしまして、事件解決後は同社の役員を辞任することを明らかにされまして、通産省並びに検察庁に對しましても意図を提出しておられることは、これはもう通産大臣もごではつきりその意図を見たといふことをお述べになつておるのであります。その後この意図にもかかわらずそれに違反して引続きその職におられるわけでありまして、幸いと申しますか、このたび南監査役が任期満了の期が来ておるわけであり



「航空機の生産につきましては、昨年の昭和二十八年に保安庁の予算におきまして初等練習機及びヘリコプターの生産発注がございまして、現在初等練習機につきましては富士重工、ヘリコプターにつきましては川崎航空がこの生産に当たっておるわけでございます。そのほか生産関係といたしましては、同じくこの川崎航空におきまして連絡機もやっておりますわけでございます。またこの生産関係につきましては、只今申しました程度の極く初歩的な航空機が生産が漸く始まったという段階でございます。また需要の関係もそう今直ちに多きは期待できませんので、そうはなばなく生産を行なつておる現状でございます。ただMSA関係の域外調達の話なども極東空軍あたりから私どもにそういう話もございまして、そういうような情勢を反映いたしまして、業界としては戦前に経験のあるメーカーは勿論でございますが、戦前に経験のないメーカーすらもあつてこの航空機生産乃至修理を行いたいという希望を現在我々にも申込んでおられますし、又業界みずからにおかれましては米国のいろいろメーカーと提携するとかいうようなことで、いろいろ奔走しておられるような現状でございます。併しながら航空機生産、需要を見ますと、修理につきましても或る程度同様なことが言えるわけでございますが、戦後の航空機の需要は戦前と違ひまして非常に微々たるものでございます。まあそういう現状に、戦前あの国力を傾けた当時のメーカーのすべて、更にはそれ以上の、経験のない業者までが競つてこの生産を行うような準備を始めるという

ことは、日本の国民経済にも相当なやはり影響がある、悪影響があるというふうに考えまして、従来の航空機製造につきましても航空機製造法におきましては、これらの航空機工業の合理的な事業調整というようなことはできませんので、何らかや法的にきちんと体系を作る必要があるのではないかというところで、これは昨年のたしか六月頃だつたと思ひますが、通産省に設置してありますところの航空機生産審議会におきましても、航空機生産修理につきましても、政府が生産分野をきちんときめて、濫立の弊害を招かないようにというような答申もあつたわけでございます。その後におきましてもそういう意見が各方面から出て参つておるような現状でございます。ところが現行の航空機製造法は検査に主眼を置いた立法でございます。そのため事業につきましても単に届出制度、主として検査に主眼を置いた法律でございます。只今のような情勢に対処できないわけでございます。そこで今回航空機製造法の一部を改正いたしまして、事業の届出制をやめまして、航空機とか、或いはその特にこの法律で定められた特定機器につきましても、許可制にするという制度をとつておるわけでございます。ただ細かい品目につきましてもあえて許可制を必要としないという品目もございまして、そういう品目につきましても届出制だけでよろしいというようにも途も開いてあるわけでございます。先ず許可制につきましても、この改正案で問題になります点を申上げて見たいと思ひますが、第二条の二で事業の許可、航空機とか、或いは特に定めま

したところの機器の製造、修理の事業を行おうとする者は、通産省令で定める航空機又は特定機器の製造又は修理の事業の区分に従つて、工場ごとに、通産大臣の許可を受けなければならぬという規定の、許可制の条文を置きまして、この許可に際しましては、第二条の五におきまして許可の基準を定めておるわけでございます。許可の基準といたしましては、一号、二号、三号と、三号ございまして、先ず一号におきましては「当該事業の用に供する特定設備が通産省令で定める生産技術上の基準に適合すること。」つまり先ず第一点としましては航空機は特に高い性能が要請されるものでございまして、高い性能を出すための設備につきましてもそういう生産技術が十分発揮できるような設備であるかどうかという点の第一の基準になつておるわけでございます。それから第二の基準といたしましては、この許可をいたすことによりまして、その航空機又は特定機器の製造又は修理の能力が著しく過大なものになつてはならない。つまり需要に対しては、過剰投資の弊を生み出すときにならぬ、まあお互いに事業経営上の非常に困る結果にも相成るわけでございます。延いては国民経済にも悪影響を及ぼすわけでございます。能力が著しく過大になつてはならないという点を許可の基準といたしておるわけでございます。それから第三号といたしましては「その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力」が必要であるというこの三つの基準によりまし

て許可をいたすことになるわけでございます。その次に問題になります点は、事業の届出という、第三条に、只今申しましたように一部の滑空機のようなものを除きました航空機とか、特定航空用機器は許可制でございますが、そのほかのものにつきましては届出制の制度を第三条以下で謳つておるわけでございます。それから第六条に製造の方法という規定がございまして、これは現行法におきましては、設備と、製造の方法と、この二つについて通産大臣の検査に合格しなければならぬという規定があるわけでございますが、この点は実質的には従前の、現在のこの製造法の検査といたしまして、実質的には殆んど同じでございますが、ただ設備の点につきましては、先ほど申しましたような許可の基準の第一号に持つて行きますと、許可の基準として検討するだけが残つたわけでございます。製造方法については、むしろ検査という表現よりも、むしろ認可という性格であるという意味で、検査といたすことが認可という表現に改まつたわけでございます。具体的には殆んど同様の内容をいたすわけでございます。つまり製造業者が実際に航空機を製造いたしましたときに通産省令で定めるところの生産技術上の基準に適合するかどうかという点を検討いたしましてその基準に適合すると認めるときは通産大臣は認可をしなければならぬという取極めに相成つておるわけでございます。それから十六条の三に、国に対する

適用の規定がございまして、これは武器等製造法におきましても同じような規定があつたわけでございますが、つまり保安庁のような国が事業をいたすときにもこれは航空機を生産行政を全般的に保安庁需要と言ひ、民需と言ひ、或いは輸出機と言ひ、およそ生産については総合的にこの事業を一元的に見ておきますところの通産大臣の承認を経なければいけないというように規定がございまして、これは事業行政の統一を図りまして民間企業に能力なり、施設なりというものを総合的に有効に活用するための趣旨でございます。以上が今回の航空機製造の改正案の主な内容でございますが、附則には経過規定が書いてございまして、これは現在航空機又は特定機器の製造又は修理の事業を行なつておる者であつて改正前の従来の届出書を通産大臣に提出しております場合にはこの只今申しましたような第二条の二の許可を受けないでもこの法律の施行の日から起算して六十日を超つて許可事業者とみなすというように規定を置きました。この法律を改正いたしまして後の混乱を回避するようになつておるわけでございます。以上簡単でございますが、航空機製造法の改正案につきましても、主な趣旨の御説明を終ります。○委員長(中川良君) それではこれより質疑に入ります。白川委員より質疑の通告がございまして、先ず御発言を願ひます。○白川一雄君 航空機製造の事業が再軍備と関係があるという議論は抜きにいたしまして質問いたしたいと思ひます、純然たる産業という立場におい

て、と申しますのはすでにこの法律は一部改正でありますので前回にすでにこれは論議されておるものと考へますので、産業としての立場からお尋ね申上げたいのでございます。

航空機工業というのは高度の技術を要する点から見ても、又は多額の資金を必要とする点から考へましても、又事業の性格等から見ましてもこの法律案はまあ当然なる御趣旨のものとは考へるのでございますが、むしろ提出が遅いという感を持ちますし、内容がいろいろ拝見して見ますと、まだ不十分でないかという感があるのでございます。具体的に御尋ね申上げた点が大部分あるのでございますが、ほかの委員のかたもいろいろ御質問もあろうかと存じますので、そのときには何時でも私の質問は中断して又継続することにならしたいと思ひます。

この許可基準決定の三項日の生産技術上の基準と、能力の過大にならないこと、經理的基礎、技術的能力、こういうように挙げられておりますが、非常に抽象的でございます。なか／＼現実的にこれを決定するというのは、第一どういふかたがこれを決定されるのか、決定する機関も相当大切でないか。これがはつきりしておりませんと、いろいろ産業の本質以外の事情によつて、或いは右し、或いは左されるということになりまして、この許可の基準が動くという事柄は、むしろこの法律案が出たために却つて混乱を招くという結果もあるのじやないかと思ひますので、この許可をする基準の内容をももう少し具体的に御説明を願ひたい。

次に航空機工業には莫大なる資金

が必要であるということはお承知の通りでございますが、この法律案の中に助成の項目、補助の項目、援助の項目というものが何もないのでございまして、国の助成によつてこれを實現されようとしておる御意図であるのか、或いは自己資本でやれという意思であるのか、或いは外国資金を導入してやらすという意味であるか、その辺の御意図のほどを承わつておきたいと思ひます。ございまして、助成されることいたしますれば、一体どの程度に助成されようというお考えか、現在の助成計画の御方針を承わりたい。まあほかにもありますので、一応ここで御尋ねしておきます。

○政府委員(徳永久次君) この第二条のほうに書いてございまして、この許可します場合の基準が非常にあいまいではないかというお話でございますが、具体的なケースになりますと、いろいろ書くべきと、結局こういふことにならざるを得ないのじやないかと考へるわけでありまして、ただ私も思ひますに、先ほど御説明もいろいろいたしましたように、この法律の許可はできるだけ辛くという気持があるわけでありまして、その意味が一つと、それからここに書いておられます一から一、二、三というものは、一つの要件に合致したら許可しなさいやならんというのじやございませんので、三つ兼ね備へなければならぬというところでございまして、三つ兼ね備へるとなりまして、一つ／＼、多少それはどの辺のけじめで……、甘いじやないかという具体的な適用分につきまして……、というふうなことが仮にあるとしまして、三

つに合致するということになりまして、その点からもおのずから総合的には辛くならなければならぬというふうな、おのずから結論がそこに私どもは出て来るものと、まあ考へておるわけでありまして、確かに文句をいたしまして抽象的でございます。生産技術の基準とか、或いは修理の能力が過大でないとか、經理的、技術的能力とかいう、抽象的ではございましてけれども、ただまあ私も、この運用の責任に産省が当られるとしまして、この法律に基づきまして許可という責任の立場を、はつきり政府が負わされることに相成ります。今までで言いますれば、この現状では、許可制という制度もございまして、届出制だけになつております。従ひまして、例えば我々現実いろいろと苦勞しております。外資委員会に問題になります。やうなケースの際に、許可が許さないうい、いろいろむずかしい問題がございまして、その際にははつきりした、まあ根拠といひますか、根拠も明示されてない形では、そこにはいろいろ議論が百出するといふやうなことで、現実にはいろいろ苦勞もいたしておるわけでありまして、ここで法律案全体をいたしまして、許可制という責任、これは業界から言いますと、一つの拘束でございます。同時に政府側から見ますれば、大きな責任を背負わされたことになりまして、而も責任を果す基準というものが明示されまして、その範囲内で動くこといたしますならば、そこに業界なり、或いは広く国民全般、国会等からの厳正な批判というものも、まともに受けなければならぬ立場に相立つわけでありまして、そ

こに私どもも非常に大きな意味を持つておるわけでありまして、先ほど説明の際に申上げましたように、戦後まだ航空機生産の需要というものがさうさだかでない現状におきまして、やたらにいろいろなかた／＼の飛行機生産に乗り出したという意欲の片鱗がいろいろな形で現われておるわけでありまして、それをいわば私も責任を持たされて、交通整理の責任に当らなければならぬというところになるわけでありまして、法的な責任が明確でない形でやらされるということは、非常につらい立場にもあります。根拠のはつきりしないという立場があるわけでありまして、そこで抽象的でございますが、これだけの三つの要件に合しなればならぬというところ、従つて又施行法によつて、この許可するか、しないかという立場をはつきりとならなければならぬということ、私もそのこと自体に大きな意味を感じておるわけでありまして、法の運用がルールに亘りますことが国民経済上好ましくないとはいへばかりでなしに、法によりまして与えられた責任をルールに運用しました場合に、広く国民、業界から厳正な批判の前に立たされるということ、それが何よりも大きなまあ強味となるものとも私も考へておるわけでございます。その意味では、私もこれだけの縛りがありました場合に、具体的にそのルールというところも日本の経済の環境の中で許されないういと思ひますが、又或る意味では非常に仕事やりやすくなるというふうな私ども感じていくらうでございまして、確かに抽象的なようではございまして、けれども、非常にはつきりした責任をとられ

ながら、三つの要件にいずれも合致しなければならぬというところで運用しなければならぬというところに、そう理由もはつきりわからないままにきめて行かねばならぬというふうなことはなし得ないことになるとは考へないかというふうな、まあ私も考へておるわけでありまして。

それから第二のお尋ねでございます。航空機事業のように、巨額の資金を要し、新らしく再スタートしなければならぬ事業に對しまして助成のことを考へていないかというお話でございますが、これは私も大いに考へなければならぬと思つておるわけでありまして、ただ政府のいろいろの援助の形というものが、現在各種の産業にとられております。御承知のこといろいろ／＼な方式がございまして、一つは資金の援助、一つは研究費等の交付、一つは税制上の優遇措置、まあ大きく分けまして、その三つのグループに相成るうかと考へるわけでありまして。

第一のグループになります設備資金等の援助につきましては、私も今回できましたM.S.A.の援助資金におきましていよいよ小麦の見返資金と申します。三、十六億円の資金というものが今後の航空機事業の再出発に大きな支援になるといふことを期待をいたしておるわけでありまして、またその具体的な適用振りにつきましては目下政府部内で相談中でございますので、航空機関係が幾らというところはまだはつきりいたしておりませんが、私も、私も相当そのうちの大部分のものが航空機関係に行くものというふうな私どもは期待もいたしておるわけでありま



て、とてもこういう戦後の日本の経済力の中で今業界でいろいろなことをお考えになつておられるようなことは、いわば夢に近いような感じではないか。従いまして企業家とされましても、戦前いろいろ腕におぼえがあるからといふようなこと、或いは機械工業の一つの最尖端を行く技術的な産業であるといふようなことからいへば、これは非常な眼切つておられることは、これは非常な結構なこととして、同時に事業的な立場でお考えになる場合によほど慎重にして頂かなければ、それを本当に取つかかろうとされまます事業家にとりましてもいろいろ誤算を起し、又政府側の立場にいたして見ますと、今お話しもございましたように、とても或る種の同一の基準につきましても差当り二社も、三社も競争などというようなことは需要のスケールから見ても考えられませぬし、又それを目前で全部自己資金等でおやりなるなら、これは極端な言い方をすればまあ御勝手だといふことも言えるかも知れませぬが、事業の性質から見まして巨額の金も要るし、その金には或る場合にはMSAその他の国家資金を当てにされるということになるわけでありまして、そうなりますと、とても事業的になりそうもないものを二つも三つも分断して皆これもこれも潰れてしまふ、経済的にそろばんに合わないというやうなことを作られることには、政府側としてもお手伝いのしようもございませぬが、今白川先生おつしやいましたように、差当りは何とかして企業的なペースになるスケールにして、その中で企業的な安定が保たれることによりまして、初めてその事業としての次の

ステップに進む研究なり或いは意欲なりというものが、進歩の意欲というものが生れて来るので、その日が危ない、明日も知れないというやうな事業の形では、工業としての進歩も何も予想できませんので、さような意味から私も私も計画需要そのものの具体的数字はまだつかみ得ないにいたしましても、溘然と考えられまます日本の経済国力という環境の中では、事業的な面におきましては、許可制におきましての運用につきましましては、一機種、一事業といふぐらゐのつもりで、これはまあ業界からいろいろ恨まれるかと思ひますが、さして頂くことが、それが即ちその航空機事業を健全に育て上げる一つの一番大きな近道であるといふふうな結果としても、事業問題としてもあるのじやないかというふうな私どもも思つておるわけでありませぬ。それが昨年、先ほど説明書の説明の際に申し上げました航空機生産審議会におきまして、昨年の夏の答申にも、各界のお集まりの答申にもそういう線が出ておるわけでございます。今言つたやうな趣旨から、そういう結論が生れたものと思つておるわけでありまして、それが遺憾ながら、現在の環境における理論的ないろいろ批判はございませぬが、ベストなあり方であり途である。而してその中で各業者のお持ちになつておられます技術なり、経験というものも、それもおのずからそれ／＼の長所短所といひますか、得手不得手というものもございませぬので、その得手、不得手をうまく押しつづつ種ごとくに分担をして頂く。まあそんな気持ちで運用に当らなければならぬのではないだろうかかと私どもも思つておるわけであり

ます。只今白川先生の御指摘のそのまゝの実は私どももそういうやうな感じを現在のところ持つておる次第でございます。

○白川一雄君 現在業者が非常に困つておりますのは、一体何ぼ注文がござい、何ぼ需要があるかというところがわからないので、御承知の通り航空機工業の計画というのは今すぐ始めたといふやうになるのは、一年なり一年半なり後になるという性格のものであるので、これが溘然とどのくらい需要があるかという確な数字でなくとも、あらしの数字といふものを業界に示してやらなければ、国家の要請に副うて製造しようと思つてもこれはできにくいことになるのじやないか。それには相当資金も要りますし、又いわば全然基礎がないのでございませぬから、これに金をかけて行くことすれば設備がうんと要りますので、そうするとコストがどうしても高くなる。アメリカのごとく、もうすでに自分の持つておる機械で何千何万という飛行機を造つて、機械の償却もしているのに、日本では新しく設備をしたためにコストが非常に高くなる。従つて恐らく日本で航空機ができる当初におきましては、アメリカ等が最初造り始めたときよりはコストが恐らく高くなるのじやないか。国産を奨励するとなれば、そういう事情のあることも酌んでやらなければいけません。大体どのくらい飛行機は今後需要されるものであるという通産省と保安庁との話し合いによる数字といふものがなければ、業界はただ暗中模索で騒ぐだけのことになるのじやないか。これは誰しも業界の意見を聞きま

しても困つておる事柄のやうなものでございませぬから、今後いろいろ客観情勢によつて変化はありましようけれども、五カ年計画といふやうなものが保安庁にできておりましたら、通産省といたしましては、それを受取つて一応示して頂きたいものである。今後日本の飛行機は、民間において造る飛行機工業といふものは容易に成立つものじやないのじやないか。結局需要は保安庁一本であるという性格から考えまして、保安庁の需要量の計画書といふものを一応示してもらわないと、業界が当局の指導について行かないのじやないか、なかつて行けないのじやないか、何とか五カ年計画を御入手の上示して頂くわけには行かないものか。その点お尋ねいたしたい。

○政府委員(徳永久次君) 今年度におきまして、御承知の通り、保安庁からこのメンター三十機というものが予算上保安庁用として計上されることになりましたので、これがいわば保安庁の航空機に対する需要の国内生産のはしりということに現われて参つたわけでございます。それ以降の問題につきましては、日本の防衛隊に、航空機をどれだけ装備するものか、而してそれにMSAの城外調達としてどのくらいされるものか、或いは製品としての供給がなされるものか。そこらのところ、私も聞いておりますところでは、まだ全然固まつてないといふのが状況でございます。そういう背景を考へて見ますと、この法律は許可制にするのは少し早いといふ感じもするわけでありませぬが、併しその片鱗としての保安庁の需要といふものが極めて一部では

ございませぬけれども、二十九年度からまさに始まるやうにしているといふ事態を考へますと、あと漸次その内容が体をなして或る程度まではつきりして来ると思ひます。片鱗にしろそれをはしりといはして予算上も出ており、而して業界にはもつと大きなものを、いろいろなことを期待していろいろな動きがあるといふことからの混乱を避ける意味で、この許可制をスタートさせてもらうことが早過ぎることにならないのじやないか。そういうことで具体的な需要の固まりに際しまして、許可制の運用をして行くやうにいたしておけば、まあ間違いもなく進みますから、全部の需要の固まるという時期がどのくらいの間かかるかわかりませぬけれども、その間にいろいろ業界のほうで当て込んでいろいろ見越的な投資が行われまますと、それが時間を空費しておる間に皆業界が迷惑をするといふことにならないやうにといふやうな私どものつもりでございますが、ただ御指摘のやうにそういう計画が或る程度固まりまますれば、固まるに際しまして一日も早く業界にその輪廓を政府としてもお示しいたしまして、今後の需要の主力を成しますものでありましよう防衛隊の需要といふものはこの程度のものですといふことは何よりも有力な生産事業家に対する大きな指導目標になるものと私どもも考へておるわけでありませぬ。それが固まり次第に入れますして業界の一つの産業経営の目標にして頂くといふことを私どもも極力進めたいと思つておるわけでございます。

○委員長(中川良君) 白川委員にちよつと申し上げますが、只今の御質問につきましては保安庁関係が重要な問題



と存じますので、次回に保安庁からもその責任者を呼びまして一つ御答弁を願うことにならしたいと思ひます。

○西川彌平治君 実は白川委員から非常に重要な御質問が出ておるのでありますが、一体こんなような重工業局長のあいまいなお話で、こういう重要な法案が作れるものでしょうか私そこが大きな問題じゃないのですか。私は白川委員が聞かれんとするものもそこじゃないかと思う。全然何もかもわからないが、ただこの法律を作つたのだというふうなお話であります、これはこの法律を審議する意味がなくなつちやうのじやないのですか。

○政府委員(徳永久次君) この今回の改正案の元になります前の法律がでます際に、おきまして、航空機というより普通の需要というものは、これは民間需要もあるわけでありまして、併し他の産業と違ひましてその主力を成すものは国の需要といふべきか、そういうものが基礎になるべきものであり、そういう意味から申しまして、屈出制という形でなしに、当然本質的に許可制にすべきであるという議論がこの元の法律の際にも行われたといふことを、私どもは記録等によりまして承知いたしておるわけでありまして、航空事業にはさような本質的なものが当然に私はあるものと思つておるわけでありまして、ただ当時におきましては、まだ日本の国の需要としての航空機というものがあつたといふことがまだ形を成してないかつたわけでありまして、さような意味からは航空機につきましても、事業はあつても、それは極東空軍等の修理需要とか、或いは一部のヘリコプ

ター等の極めて僅少な、輸出や民間需要を考へました生産しかないといふことで屈出制で特別なことはする必要がないじやないかといふ考えから、そういうことにもなつておつたのであります、先ほどもちよつと申上げましたように、まだ全貌が固まる段階に至つておりませんけれども、すでに国の需要としての航空機の需要といふものがあるのだといふ形が本年度から明らかになつて参つたわけでありまして、その全貌がまだ固まつていないといふことは事実でございますが、併しすでにそういう需要があるのだといふことが固まつて参りますから、これはいわばほかの事業と違ひまして、勝手に自分が品物を作つて勝手にお客さんを探して行くといふものでない性格のものでございまして、その需要のスケール、或いはそれに相応します資金といふようなことも無駄なしに運用して行くという責任といふものが大きくなるのじやないか、さようなことから早過ぎると言へば早過ぎますが、これは事業が濫立いたしまして、その中におきまして、困の需要が現われる形ではどの事業も潰れるようなことになる虞れもございまして、今まだ生産の夾体のないさなかに、片鱗の需要があるといふことがわかつた、併しその片鱗の出ている今こそ許可制をスタートするといふことが全般的に国全体の無駄も少く、業界の混乱も少くするといふ意味において最も適当な時期ではないか、私どもはそういうふうに考へるわけでございます。

○西川彌平治君 重工業局長のお話もわからんことではないのであります。わ

からんことではないのであります。どうも何だか何も計画もないことを言つたが、若しそういうことが公にされないのでありますならば、まあ私の案とでもいいますが、或いは計画でありませうから、それを実行するといふことではないのだが、この程度のといふような線が一体そのお示しを頂かないと、私もこれはあとから質問をしようと思つたのを、白川委員からお話でございまして、一体この三つの基準というものが私は航空機の審議会の模様を聞いて見ますと、すばらしくむずかしい基準になつておるといふことを聞いています。白川委員のお話のことでも二つ三つだろつたといふようなことを、恐らくないだらうといふぐらいなことを言われておるのであります。これはやはり何らかのここにも少し示唆を与えて頂かないと、この審議が非常にむずかしくなるのじやないか。かように私は存じておりますが、あえて重工業局長さんが非常に苦しいお話をしているといふことはよくわかりますけれども、何とかもう少しく試案でもよろしいと思つてお話を申すことができれば次回でも結構ですが、計画を一つ知りたいと私は考へておりますが、如何ですか。

○政府委員(徳永久次君) 私先ほどお答へいたしましたように、防衛隊が将来どの程度の航空機の装備を持つかといふことにつきましてはいろいろの研究が行われておりますが、まだ何も固まつていないといふふうに私どもは聞いて

いるわけでございます。ただこれは御参考まででございますが、西歐のいわゆる連合の防衛諸國のまあ防衛に持つておられます航空機の勢力といふものは二千五百程度と聞いているわけでございます。これは近來のまあ航空機勢力として西歐諸國を含めたもの全部で二千五百程度であるといふこと、それから考へまして、日本がそれより遙かに下であるといふことは当然に想像もできます。又新しい飛行機なり、航空機になりますと、昔より随分進歩もいたしておりますが、それだけに値段も高くなつております。その面から日本今の財政事情等を考へて見ますと、先ほど申しましたように本年度の保安庁の需要として現われておられるのが、年間三十機といふのが一部として現われておられるのとどまるわけでありまして、そういうところからも日本の国力との調整の中で出て来るのはその程度だと、これ以上のものになりまると結局MSAの援助によりましてどれくらいものを航空機として装備するかといふことになるかといふことになりまして、併しそれも先ほど申しましたように西歐全体で二千五百といふ数でございまして、それから見当いたしまして遙かに下であり、それを更に機種別にばらして考へますならばそのスケールといふものは到底先ほど申しましたように一機すら数工場数事業に当るようなものがどう考へても考へられないといふことが言えるのじやないかと、そうならば、以てその間に事業家のそれらの長所々々を活かしながら生産分野をあらかじめめながら考へて行く、將來固まつたと

しましてもそういう気持で対処しなければ現実が先に走つて過剰投資が行われて行くことは業者のかたにも迷惑であり、国家的にもロスであり、又航空機工業が育つゆえんにもならない。又その備えを今からすべきである。今のようには非常に漠然とした事柄の推定でありますけれども、こういう構えをとることが是非必要であるといふふうに考へておるのであります。

○委員(中川以真君) ちよつとお話いたしました。只今白川委員初め皆さんの御発言も極めて重要な御質疑でございますので、次回は保安庁からも一つ出席を求めまして、大臣の出席も求めまして質疑を続けたいと思ひますが、本日はこの程度で一応打切つておきたいと思ひますが如何でしょうか。

○委員(中川以真君) 資料を何か御要求でしたら今のうちおつしやつて頂きます。

○大谷養雄君 この参考資料にありますが現在の日本の航空機工業の全貌ではないと思つたが、もう少し詳しい、全貌がわかるようなものを頂きたいのですが……

○政府委員(徳永久次君) お配りいたしておられますのはこの航空機等の発注状況と、それから保安庁関係の需要と、それから試作の、各社別のどういふものを試作していらつしやるかといふこと、状況と、輸入関係の数字と、それに技術援助契約の各社別の、どこどこにおられますかといふ状況等をお配りしておるわけでございます。実は極端に申しまして今の経済上これ以

上の実体は何もないのである。だからこれ以上詳しく申ししてもこれをただ報告しまして、どの会社が幾らの今極東空軍の修理等の仕事をやつておられるかということになりましたり、細かくなりますが……これ以上何も突は成算ないわけでございます。

○白川一雄君 是非保安庁のかた、この法律案を見ますと、どうも保安庁と通産省の二本建になるような心配の点が大分ありますので、この点を確かめたいと思います。

それと、まあ今のようにはつきりとした御方針を立てるまでは、通産省は航空機の現実部門には手を少し緩められて、実際に計画が、強い計画ができてから強度に行かれたほうが却つて私は早いのではないかと。却つてあとに混乱を多く残すのではないかと気がいたしておりますので……。

○天田勝正君 私も資料要求を出しておきます。というのはこの法律では、旧法にも若干ありましたが、特に新法では非常に政令に委ねる部分が多いわけですから、おおよそ法律でそういう政令に委ねる部分を作る場合には、おおよそこれ／＼の程度にしようということは大体きめてから大抵出して来るわけですから、そこで政令に委ねる点に非常に重要な点があつて、それは他の委員もそれを頭に入れて質疑があつたと思つたのですが、それでその政令に委ねる部分はどういうものか。それが次までには答弁ができるなり、或いは資料として出せるならば御用意願いたい。

ている。我々はほかの人も御指摘になつたと思うのだけれども、どうも飛行機というものは一機でも一億だ二億だという額になる。これを製造する設備というものはそれこそ膨大な資金を要するということになる。一体そういう、一会社でそういう膨大な資金を擁してやり得る状態なのか、或いはそれがやり得たとしても、よほどの需要がなければ償却等して行けないわけだが、その僅少な需要にしても、その需要は一体どういふものがあるのかというのを資料として提出を願いたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(中川以良君) 連記を始め(速記中止)

先刻水産委員長よりお申入がございまして、我が国産業の窮状を打開するため貿易伸長の急務であることを深く認識し、ソヴェト社会主義共和国連邦との貿易制限を緩和すると共に、相互に通商関係を樹立するため経済代表の渡航を認めるなど、日・ソ貿易促進について適切な措置を講ずるため、日・ソ貿易促進に関する件を議題として連合委員会を開会されたいとお申入がございました。この申入を受諾することに御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

りには水産委員長のほうにも御通告を申上げておきます。

四月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、通商産業省関係法令の整理に関する法律案(予備審査のための付託は四月十三日)

一、日平産業株式会社再建促進に関する請願(第二三九三号)

日平産業株式会社の手形不渡り問題は、わが国産業界に一大波紋を生ずるとともに、同社の下請けならびに取引関係商社、工場筋に対し最大の衝撃を与え、これら関係業者はひとしく不安と焦そこの間にあつて問題のすみやかに解決を希求しその推移を注視して

いるから、同社に対する強力なる再建方策を樹立し、これが解決を促進せられたいとの請願。

第二四一七号 昭和二十九年四月二十一日受理

軽日羽二重の輸出振興に関する請願

北洋材輸入に関する請願

近年木材は、はなはだしく品不足をきたしている反面、建設、加工等による需要は増大してますますその必要性にかられる結果、値段は高騰の一途をたどつていくため、木材工業界はいちじろしく衰微しているから、輸入価格の低廉なる北洋材輸入の実現を願はれたとの請願。

第六三八号 昭和二十九年四月二十日受理

石炭鉱業危機打開に関する陳情

福島県田子倉ダム工事費に関する陳情

福島県田子倉ダム工事の資金割当が三十億円に決定したことが伝えられているが、水没地となることに極力反対している住民の土地補償問題並びに移転先も決定しないうちに工事費を決定したことは専横であるから、すみやかに実地調査の上善処せられたいとの陳情。

五月四日本委員会に左の事件を付託された。

第二五八七号 昭和二十九年四月二十八日受理

電源開発等公益事業促進特例法制定に関する請願

請願者 東京都中央区築地三ノ

八社団法人土木工業協

会長 鹿島守之助外十

二名

紹介議員 石原幹市郎君

電源開発及び多目的ダム建設の促進を図ることは、わが国の自主経済達成上、欠くことのできない緊急の国家的要請であり、これに関連して起る損失補償問題等を、公正かつ迅速に解決する制度の確立が、当面の課題となっているから、電源開発等公益事業の促進のために必要な特例法をすみやかに制定せられたいとの請願。

昭和二十九年五月十九日印刷

昭和二十九年五月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局